

# いわて戦略的知的財産活用 DX・GX 推進事業 実施要領

## 総則

### (目的)

第1 本事業は、「岩手県科学技術イノベーション指針（平成31年3月策定）」（以下「指針」という。）に掲げる科学技術の展開が期待される分野において、知的財産を活用することにより DX・GX の推進に資する研究開発で、事業化に結び付くものを支援することによって、岩手発のイノベーションの創出を図ることを目的とする。

第2 第1に定める DX 及び GX とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 「DX」については、データとデジタル技術を活用して、社会のニーズをもとに製品やサービスを変革させ、競争上の優位性を確立することをいう。
- (2) 「GX」については、化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革することをいう。

### (対象とする研究開発)

第3 本事業は、指針に掲げる科学技術の展開が期待される次の分野に該当し、知的財産（産業財産：特許、実用新案、意匠、商標）を「学」又は「産」が出願済みの研究開発のうち、事業化に結び付くことが期待される研究開発を対象とする。

- (1) 次世代ものづくり分野
- (2) ライフサイエンス分野
- (3) 加速器関連分野
- (4) 環境・エネルギー分野
- (5) 農林水産業高度化分野
- (6) 伝統産業高度化分野
- (7) その他（上記以外で本県の産業創出に資すると認められる研究開発）

### (定義)

第4 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 産

研究開発を実施する能力を有する株式会社、有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号第2条第1項）に規定する旧有限会社をいう。以下同じ。）又は営利を目的とする業を営む団体、並びに研究開発を実施する能力を有する特定の法律によって設立された組合及びその連合会をいう。

#### (2) 学

県内に研究教育拠点を有する大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校並びに研究開発を行う公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等をいう。

(3) 官

国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他の公共的団体をいう。

## 第1章 研究開発課題の提案者等

(研究開発課題の提案者等)

第5 本事業に研究開発課題を提案できる者は、「産・学」、「産・学・官」で構成する研究開発グループとする。また、「産」、「学」、「官」のそれぞれの研究実施者については、それぞれ次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 「産」については、第4第1号に掲げる機関の研究者

(2) 「学」については、第4第2号に掲げる機関の研究者

(3) 「官」については、第4第3号に掲げる機関の研究者

2 研究開発グループの中から、プロジェクトリーダー及びプロジェクトサブリーダーを選任する。

(プロジェクトリーダー、プロジェクトサブリーダーの役割)

第6 プロジェクトリーダーは、研究開発の計画、実施、進捗・成果管理を総括するとともに、当該研究開発プロジェクト全体をマネジメントし、かつ当該開発プロジェクトに係る全責任を有する個人とする。

2 プロジェクトサブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐する個人とする。

(プロジェクトリーダー、プロジェクトサブリーダーの資格要件等)

第7 プロジェクトリーダー及びプロジェクトサブリーダーは、高い研究上の見識と管理能力を有し、研究開発の立案、実施、進捗・成果管理のすべてについて総括できる能力を有するとともに、事業化等のための技術開発に関する知見を有しているほか、当該研究開発プロジェクトのために必要かつ十分な時間を確保できる者とする。

2 プロジェクトリーダーは、第4第2号に掲げる機関に所属する者とする。

## 第2章 研究開発の条件

(研究開発期間)

第8 研究開発の全体期間は、採択年度を限度とし、知事が認める期間とする。

(事業費の上限額)

第9 本事業の事業費は、第10に定める経費を対象とし、1研究開発課題当たり、年間2,000千円を上限とする。

(事業対象経費)

第10 本事業の対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 機械装置設備費（性質又は形状を変えずに長期間の使用に耐える物品で取得価格が3万円以上のもの）
- (2) 人件費
  - ア 研究員人件費（民間企業、協同組合等の研究員のみを対象）
  - イ 研究補助員人件費（アルバイト、パートに限る）
  - ウ ポストドクター等の非常勤助手の人件費（提案された研究開発に従事する者に限る）
- (3) 謝金
- (4) 消耗品・原材料費
- (5) 光熱水費
- (6) 出張旅費
- (7) 報告書作成費
- (8) 通信・運搬費
- (9) 使用料・賃借料
- (10) 試作モデル作成費
- (11) 外注費
- (12) 知的財産関連費（権利取得までの費用（審査請求料、弁理士費用等））
- (13) その他必要と認められる経費
- (14) 間接経費（研究開発に関連した環境整備や機能向上などに係る経費で、(1)機械装置設備費から(13)その他必要と認められる経費の合計額の5%を上限）
- (15) 共同実施費
- (16) 委託先（「学」のみ）の一般管理費（(1)機械装置設備費から(13)その他必要と認められる経費の合計額の10%を上限）
- (17) 消費税及び地方消費税

### 第3章 研究開発課題の公募

（研究開発課題の公募）

第11 知事は、本事業の対象となる研究開発課題を公募するものとする。

（研究開発課題提案書の提出）

第12 本事業に研究開発課題を提案しようとする者は、いわて戦略的知的財産活用DX・GX推進事業研究開発課題提案書（様式第1号）（以下「提案書」という。）を知事に提出するものとする。

2 提案書の提出期限は、別に定めるものとする。

（研究開発課題の選定等）

第13 知事は、応募のあった研究開発課題について、書類審査や「いわて研究開発事業検討会」及び科学・イノベーションコーディネーターの意見を参考とし、実施研究開発課

題を選定するものとする。

- 2 知事は、実施研究開発課題の選定に当たり、研究開発課題を提案した者（以下「提案者」という。）と協議の上、必要に応じて提案書の内容に一部修正を加え、又は条件を付することができる。
- 3 知事は、第1項により実施研究開発課題を選定したときは、その旨を当該提案者及び提案者が所属する企業や団体等に速やかに通知するほか、県のホームページ等で公表するものとする。
- 4 知事は、県政上、特に重点的に取り組むべき研究開発課題について、第1項によらず選定することができる。

## 第4章 研究開発の実施

（契約等）

- 第14 知事は、実施研究開発課題の提案者（第4第1号に掲げる機関）（以下「委託先」という。）と研究開発事業に係る委託契約を締結することとする。
- 2 研究開発課題に係る提案者（第4第2号に掲げる機関）と当該共同研究者が所属する機関（第4第1号に掲げる機関）（以下「共同実施機関」という。）は、研究開発の実施に係る共同研究契約を締結することとする。

（研究開発の内容）

- 第15 第14の規定により委託先が受託する研究開発の実施内容は、研究開発実施計画書（様式第2号）により定めるものとする。

（科学・イノベーションコーディネーターの役割）

- 第16 科学・イノベーションコーディネーターは、研究開発課題の目標が達成されるよう、必要な支援を行うものとする。
- 2 科学・イノベーションコーディネーターは、第13に掲げる実施研究開発課題の選定及び第19に掲げる研究開発課題の評価にあたり、意見を述べるものとする。

## 第5章 報告

（実施状況報告）

- 第17 知事は、必要があると認める場合は、第18の規定に関わらず、委託先に対し、研究開発の実施状況の報告を求めることができる。

（完了報告）

- 第18 委託先は、研究開発事業が完了したときは、別に定める期限までにいわて戦略的知的財産活用 DX・GX 推進事業完了報告書（様式第3号）（以下「完了報告書」という。）及びいわて戦略的知的財産活用 DX・GX 推進事業研究開発課題自己評価調書（様式第4

号) (以下「自己評価調書」という。) を知事に提出しなければならない。

(研究開発成果の評価)

第 19 知事は、第 18 の規定による完了報告書及び自己評価調書の提出を受けたときは、「いわて研究開発事業検討会」及び科学・イノベーションコーディネーターの意見を参考とし、研究開発成果の評価を実施するものとする。

(事業化等の報告・調査)

第 20 委託先は、研究開発事業の完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間、別に定める期限までにいわて戦略的知的財産活用 DX・GX 推進事業研究成果活用状況報告書(様式第 5 号)を岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室長あてに提出するものとする。

2 委託先は、知事又は科学・イノベーションコーディネーターが実施する前項に規定する調査に協力するものとする。

## 第 6 章 その他

(事業成果の取扱い及び公表)

第 21 知事は、事業成果の取扱い及び公表について、委託先と別途協議するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 22 委託先若しくは共同実施機関が委託事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下、「取得財産」という。)の所有権は、委託先若しくは共同実施機関が検収した日をもって、県に帰属するものとする。

2 委託先又は共同実施機関は、善良なる管理者の注意をもって取得財産の管理を行うものとする。

3 委託事業終了後の取得財産の処分については、知事と委託先又は共同実施機関が協議の上、その取扱いを定めるものとする。

(補則)

第 23 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 2 月 26 日から適用する。